

熊本県公報

第 1 1 1 3 0 号
平成 16 年 6 月 9 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|--|--------------|
| 告 示 | |
| ○保安林の指定に関する予定 | (森林保全課) 1 |
| ○ " " " " " " | (") 1 |
| ○ " " " " " " | (") 2 |
| ○ " " " " " " | (") 2 |
| ○貸金業の登録の取消し | (経営金融課) 2 |
| ○身体障害者福祉法に基づく事業者の変更の届出 | (精神保健福祉課) 3 |
| ○道路の区域変更 | (道路総務課) 3 |
| ○道路の供用開始 | (") 3 |
| 公 告 | |
| ○公示による送達 | (生活保護・援護課) 4 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見 | (商工政策課) 4 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づく届出 | (") 4 |
| ○ " " " " " " | (") 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (建築課) 5 |
| ○ " " " " " " | (") 6 |
| ○徴税吏員証及び検税吏員証の無効 | (税務課) 6 |
| ○平成16年度改良普及員資格試験の実施 | (経営技術課) 6 |
| ○団体営土地改良事業施行の同意 | (農村計画課) 8 |
| ○団体営土地改良事業施行の認可 | (") 8 |
| ○団体営土地改良事業施行の同意 | (") 8 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則 | (公務員課) 8 |

告 示

熊本県告示第 612 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙字千津 2514 の 28、2514 の 29
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 613 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江乙字小鶴 708 の 84
- 2 指定の目的 水源のかん養